

# 石川県公報

令和元年9月27日

第13243号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
○県統計調査の実施	(厚生政策課) 1	○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 4
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路整備課) 1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告	(農業安全課) 5
○水防警報を発令する河川の指定に関する件の一部改正	(河川課) 2	○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告	(都市計画課) 6
○水防警報をする河川の指定の一部改正	(同) 2	<b>公安委員会</b>	
○水防警報をする河川の指定の一部改正	(同) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6	
○洪水浸水想定区域の指定の変更	(同) 3		

## 告 示

### 石川県告示第176号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。  
令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称  
石川県介護・福祉人材に関する実態調査
- 県統計調査の目的  
県内の介護・福祉事業所に勤務する介護・福祉職員の実態を明らかにすることにより、石川県における介護・福祉人材の確保対策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲  
調査日時点において、設置されている県内の全介護・福祉事業所及び当該事業所の従業員のうち事業所の長により選定された者（1名）
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 報告を求める事項  
事業所の従業員数、職種別の過不足状況、運営上の問題点、早期離職防止策、従業員への教育・研修内容、就業形態及びその他介護・福祉人材に関する事項
  - 基準となる期日又は期間  
令和元年10月1日現在
- 県統計調査の報告を求める者  
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法  
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間  
令和元年10月1日（火）から同月15日（火）まで

### 石川県告示第177号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	金沢停車場北線	金沢市堀川町507番地先から 金沢市京町193番地先までの上下線	令和元年9月27日

**石川県告示第178号**

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を発令する河川の指定に関する件（昭和38年石川県告示第289号）の一部を次のように改正した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中

「   大聖寺川   加賀市大聖寺敷地町	敷地橋から海まで		8,110	」を
「   大聖寺川   加賀市別所町	加賀山中大橋から海まで		15,890	」に、
「   河原田川   輪島市横地町	姫田橋から海まで		2,300	」を
「   河原田川   輪島市東中尾町	粉川橋から海まで		3,880	」に改める。

**石川県告示第179号**

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川の指定（平成18年石川県告示第454号）の一部を次のように改正した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中

「	羽咋川	羽咋市東釜屋町防潮水門から海まで	1,650m	を
	子浦川	羽咋郡宝達志水町吉野屋吉野屋橋から羽咋川合流点まで	6,000m	
	米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山梨谷小山橋から海まで	4,200m	
	御祓川	七尾市国分町国分大橋から海（放水路）まで	2,100m	
	町野川	鳳珠郡能登町柳田中島橋から上町川合流点まで	2,200m	
		輪島市町野町谷内橋から海まで	6,000m	」
「	羽咋川	羽咋市東釜屋町邑智潟からの流出点から海まで	3,090m	に改める。
	子浦川	羽咋郡宝達志水町散田向瀬川合流点から羽咋川合流点まで	6,800m	
	米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山湯戸橋から海まで	6,260m	
	御祓川	七尾市国分町笠師川合流点260m上流から海（放水路）まで	3,140m	
	町野川	鳳珠郡能登町五十里新世紀橋から海まで	21,320m	
				」

**石川県告示第180号**

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川の指定（平成19年石川県告示第158号）の一部を次のように改正した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中

二宮川	鹿島郡中能登町二宮二宮橋100m上流から海まで	12,850m
熊本川	七尾市中島町谷内加茂橋から海まで	3,200m
八ヶ川	輪島市門前町高根尾高根尾橋から海まで	5,800m
小又川	鳳珠郡穴水町上野上野橋から海まで	1,950m
若山川	珠洲市若山町鈴内鈴内川合流点から海まで	2,950m

を

二宮川	鹿島郡中能登町二宮桜川合流点680m上流から海まで	13,500m
熊本川	七尾市中島町北免田免田橋から海まで	5,690m
八ヶ川	輪島市門前町山辺山辺橋60m上流から海まで	7,800m
小又川	鳳珠郡穴水町平野平野橋110m上流から海まで	3,425m
若山川	珠洲市若山町向定祐橋から海まで	6,780m

に改める。

**石川県告示第181号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により、洪水浸水想定区域の指定を次のとおり変更した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内（南加賀土木総合事務所大聖寺土木事務所管内に限る。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川 名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
大聖寺川水系大聖寺川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県南加賀土木総合事務所大聖寺土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 中能登土木総合事務所管内（中能登土木総合事務所羽咋土木事務所管内に限る。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川 名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
羽咋川水系羽咋川	次の図のとおり
羽咋川水系子浦川	次の図のとおり
米町川水系米町川	次の図のとおり
二宮川水系二宮川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 中能登土木総合事務所管内（中能登土木総合事務所羽咋土木事務所管内を除く。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川 名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
御祓川水系御祓川	次の図のとおり
二宮川水系二宮川	次の図のとおり
熊本川水系熊本川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 4 奥能登土木総合事務所管内（奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所管内を除く。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
八ヶ川水系八ヶ川	次の図のとおり
河原田川水系河原田川	次の図のとおり
町野川水系町野川	次の図のとおり
小又川水系小又川	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び分室維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 5 奥能登土木総合事務所管内（奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所管内に限る。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
若山川水系若山川	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
石浦 義守	能美市	能美市牛島町ヨ97番ほか1筆
農事組合法人 和多農産	能美市	能美市火釜町923番ほか3筆
細川 藤雄	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町火打谷い11番
大和 正人	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中21番ほか2筆
武田 純一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中7番ほか5筆
諏訪 俊広	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹西21番ほか1筆
吉本 茂利	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中24番ほか2筆
中田 仁栄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中29番ほか55筆
谷口 雅亮	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹西7番ほか42筆
木幡 直	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中96番ほか1筆
高橋 孝雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹中49番ほか8筆
和田 幸仁	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹東23番ほか2筆
福井 清良	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎西18番ほか1筆
桜井 文雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎西50番ほか19筆
梅田 修	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹西41番ほか15筆
竹口 一郎	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹西49番ほか28筆
福井 明雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町水白西13番ほか26筆
福井 時雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎西1番ほか6筆
竹口 庄一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹西66番地ほか2筆

新江 安文	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町水白東27番地ほか1筆
松本 昌之	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎西64番ほか2筆
日光 庄一郎	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町水白中28番ほか4筆
田中 憲治	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町水白中21番ほか35筆
鈴木 一郎	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町水白東26番ほか4筆
農事組合法人 あさひ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小金森森12番ほか4筆
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町東馬場お44番1ほか4筆
農事組合法人 刈安営農組合	河北郡津幡町	河北郡津幡町字刈安38番ほか2筆

2 認可年月日

令和元年9月27日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能登わかば農業協同組合

坂井 助光

七尾市矢田新町イ部6番地7

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳に記載された事項を変更した者

氏 名		住 所		農産物検査を行う農産物の種類
新	安田 由紀子	新	七尾市石崎町ワ部37番地2 シャイン・ドマーニ	玄米、大麦、大豆
旧	山田 由紀子	旧	七尾市中島町横田ラ部20番地	

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

おおぞら農業協同組合

藤田 繁信

鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 新たに記帳された者

氏 名		住 所		農産物検査を行う農産物の種類
	岡 田 治 男		鳳珠郡穴水町字伊久留カ-167	玄米、大豆
	山 崎 健 二		鳳珠郡穴水町字下唐川ト-212	玄米、大豆
	浦 西 悠 任		輪島市門前町田村ロ-166	玄米、大豆
	立 野 雄 大		輪島市大野町城兼37-15	玄米、大豆
	登 岸 慎		輪島市町野町敷戸1-118	玄米、大豆
	岡 田 寿 子		輪島市町野町徳成へ-75	玄米、大豆
	室 谷 優 典		鳳珠郡穴水町字大町い-95 サーバスベガII102	玄米、大豆
	竹 内 瞳		輪島市門前町道下7-162甲	玄米、大豆
	橋 本 由 紀		輪島市塚田町2部26-1	玄米、大豆

## (2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
山 本 真 司	鳳珠郡穴水町字川島ルー10-7	玄米、大豆
橋 本 章 代	輪島市鳳至町鳳至丁-84	玄米、大豆
漆 谷 貴 史	輪島市三井町新保ホ-97	玄米、大豆

## 土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称  
白山都市計画事業白山市山島地区新工業団地第二土地区画整理事業
- 施行者の名称  
白山市
- 事務所の所在地  
白山市倉光二丁目1番地
- 施行認可の年月日  
平成30年1月15日
- 変更認可の年月日  
令和元年9月19日

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第56号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）小松警察署管内の表210の項を次のように改める。

210	削 除
-----	-----

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表86の項を次のように改める。

86	削 除
----	-----

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表665の項を次のように改める。

665	削 除
-----	-----

別表第5（歩行者の通行禁止）白山警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	削 除
---	-----

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表192の項を次のように改める。

192	削 除
-----	-----

別表第15（路側帯）金沢東警察署管内の表13の項、14の項、22の項、29の項、32の項、33の項、34の項、40の項、41の項、42の項及び46の項を次のように改める。

13	削 除
----	-----

14	削	除
22	削	除
29	削	除
32	削	除
33	削	除
34	削	除
40	削	除
41	削	除
42	削	除
46	削	除

別表第15(路側帯)小松警察署管内の表3の項、4の項、22の項、23の項、33の項及び34の項を次のように改める。

3	削	除
4	削	除
22	削	除
23	削	除
33	削	除
34	削	除

別表第15(路側帯)白山警察署管内の表2の項、3の項、4の項及び11の項を次のように改める。

2	削	除
3	削	除
4	削	除
11	削	除

別表第18(駐車禁止)金沢東警察署管内の表348の項を次のように改める。

348	削	除
-----	---	---

別表第18(駐車禁止)津幡警察署管内の表41の項を次のように改める。

41	削	除
----	---	---

別表第18(駐車禁止)珠洲警察署管内の表101の項及び102の項を次のように改める。

101	削	除
102	削	除

